

次に、食品アクセスに関わる子育て支援について。

食品アクセスとは、特定の地域や個人が必要な食料品を入手する際の容易さや障壁を指し、食品アクセスには食料品への経済的アクセスと物理的アクセスがあり、経済的な理由によるアクセスと店舗までの距離や交通手段の有無などによる物理的なアクセスがあります。

経済的理由により、食料品入手が困難な家庭への支援として、子ども食堂やフードバンク、フードドライブの取組があります。

子供たちに温かな食事や居場所を提供している子ども食堂ですが、その運営はほぼボランティアで行われており、資金面などで苦慮されている食堂は少なくありません。

子ども食堂を継続し、全ての子どもが子ども食堂を含む居場所にアクセスできる状態にするためには、より多くの方の御理解、御支援が必要になります。

また、フードバンク、フードドライブの取組は、寄贈、寄附していただいた食料品、食品を必要とされる施設や団体、困窮世帯に提供する取組ですが、提供先には子ども食堂も含まれます。

このような取組では、自治体、食品事業者、フードバンク、子ども食堂等の地域関係者が連携を密にする体制が必要だと考えます。

そこで農林水産省は、食品アクセス総合対策事業として、円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立ち上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施しています。

事業の目標として、経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合を令和12年度までに80%に増加させ、フードバンク活動を行う団体の食品取扱量を2万8,000トンまで増加させることを掲げています。

事業内容は大きくは2つに分かれ、食品アクセス確保の推進に向けた体制づくりと、食品アクセス担い手確保、機能強化があります。

そのうち、1つ目の食品アクセス確保の推進に向けた体制づくりでは、円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状、課題の調査等への支援となっています。

このような経済的食料品アクセスの障壁を下げる取組は、生活に苦しむ子育て世帯の救いになるものだと考えます。

そこで、まずは体制づくりのうち、体制づくりに向けた現状、課題の調査、分析については市の財政負担が伴わず、国からの上限300万円の補助があるようですので、事業を活用されてはいかがかと考えますが御所見を伺います。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。赤尾副市長。

○副市長（赤尾禎司）（登壇）食品アクセスに関する子育て支援についてお答えいたします。

生活に困窮する子供や子育て家庭だけでなく、高齢者など、経済的な理由により食料品の入手が困難な方々を支えるため、円滑な食品アクセスの確保を推進することは、地域福祉の向上において極めて重要な要

素であると考えております。

本市におきましても、生活支援の一環として、地域の困窮家庭を支える取組を進めてまいりましたが、今後さらに必要な支援策を強化していくため、食品アクセスの充実に向けた体制の構築は重要な課題であると認識しております。

農林水産省が実施する食品アクセス総合対策事業の活用につきましては、関係部局間での連携と協議が必要でありますことから、事業内容や取組の詳細を整理し、調査検討を進めてまいります。

○議長（田窪秀道） 再質問はあり

ませんか。黒田真徳議員。

○10番（黒田真徳）（登壇） あ

りがとうございました。

食品ロスに取り組んでいる皆様が、活動しやすい環境となりますよう、よろしく願いたします。

以上で質問を終わります。